

平成22年度
横浜市大黒海づり施設
指定管理者 事業計画書

平成22年1月
横浜港ターミナル運営協会

施設の管理運営に関する基本事項

対象施設 【大黒海づり施設】

対象期間 平成18年4月1日 ～ 平成23年3月31日

施設の運営（開園・開場）時間

時期	開園(開場)	閉園(閉場)	休園日
4/1から10/31	6:00	19:00	施設点検日(奇数月第3火曜)
11/1から3/31	7:00	17:00	12月30日から1月1日

施設の利用料金

利用料金				
	大人	中学生	小学生	
釣り料金	900円	450円	300円	
見学料金	100円	50円	50円	
団体割引(20人以上)				
	大人	中学生	小学生	
釣り料金	450円	220円	150円	
見学料金	50円	20円	20円	
釣り回数券				
	割引率	大人	中学生	小学生
5枚	3割引	3,150円	1,570円	1,050円
10枚	4割引	5,400円	2,700円	1,800円
20枚	5割引	9,000円	4,500円	3,000円
※ その他契約団体については2割引契約の制度あり				
撮影料金 1件				
	静止画	2,000円		
	動画	5,000円		

減免基準

例：1				
減免適応対象	減免対象者	減免率	説明	
学校教育法に規定する学校の長が、教育上の目的で使用するとき	小学校、中学校、盲学校、聾学校、 養護学校（義務教育）	全額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校長が申請すること。 ・ 正規の教科以外のクラブ活動、部活動、生徒会活動の場合は、1/2減免とする。 ・ 前述の場合、愛好会、同好会には適用しない。 	
例：2				
減免適応対象	減免対象者	減免率	説明	
横浜市にとって有益で、健全な目的での撮影	撮影を希望する個人、企業、団体	全額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請目的が、事前審査により横浜市及び協会が認めた案件 	

職員配置体制表

施設名 (大黒海づり施設)

1. 海づり施設管理担当表

大黒海づり施設 ターミナル運営協会職員

氏名	役職	担当部署
██████████	所長	大黒海づり施設
██████████	副所長	大黒海づり施設
██████████	副所長	大黒海づり施設

大黒海づり施設 現場職員

氏名	役職	担当部署
██████████	派遣職員	栈橋受付・巡回・清掃・駐車場管理
██████████	派遣職員	栈橋受付・巡回・清掃・駐車場管理
██████████	派遣職員	栈橋受付・巡回・清掃・駐車場管理
██████████	派遣職員	栈橋受付・巡回・清掃・駐車場管理
██████████	派遣職員	栈橋受付・巡回・清掃・駐車場管理
██████████	派遣職員	栈橋受付・巡回・清掃・駐車場管理
██████████	派遣職員	栈橋受付・巡回・清掃・駐車場管理
██████████	派遣職員	栈橋受付・巡回・清掃・駐車場管理
██████████	派遣職員	栈橋受付・巡回・清掃・駐車場管理
██████████	派遣職員	栈橋受付・巡回・清掃・駐車場管理
██████████	派遣職員	栈橋受付・巡回・清掃・駐車場管理
██████████	派遣職員	栈橋受付・巡回・清掃・駐車場管理

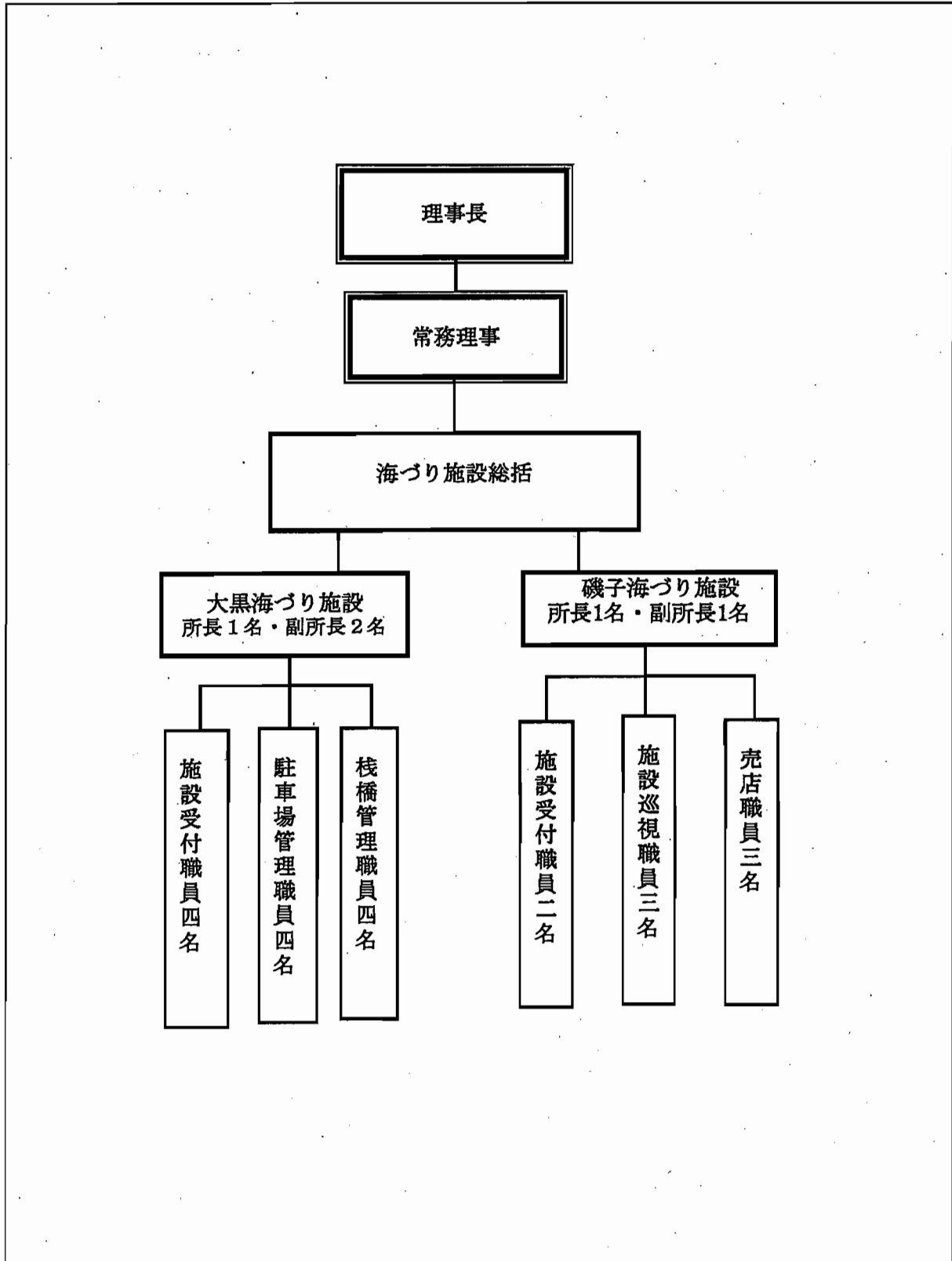
2. 各業務担当表

氏名	役職	栈橋管理	修繕関係	警備関係	総務・経理
██████████	所長	主	副	主	副
██████████	副所長	主	副	主	副
██████████	副所長	主	副	主	副
██████████	調査役	-	-	-	主
██████████	主査	-	-	-	主
██████████	調査役	-	主	-	-

平成 22 年度 管理執行体制

責任体制

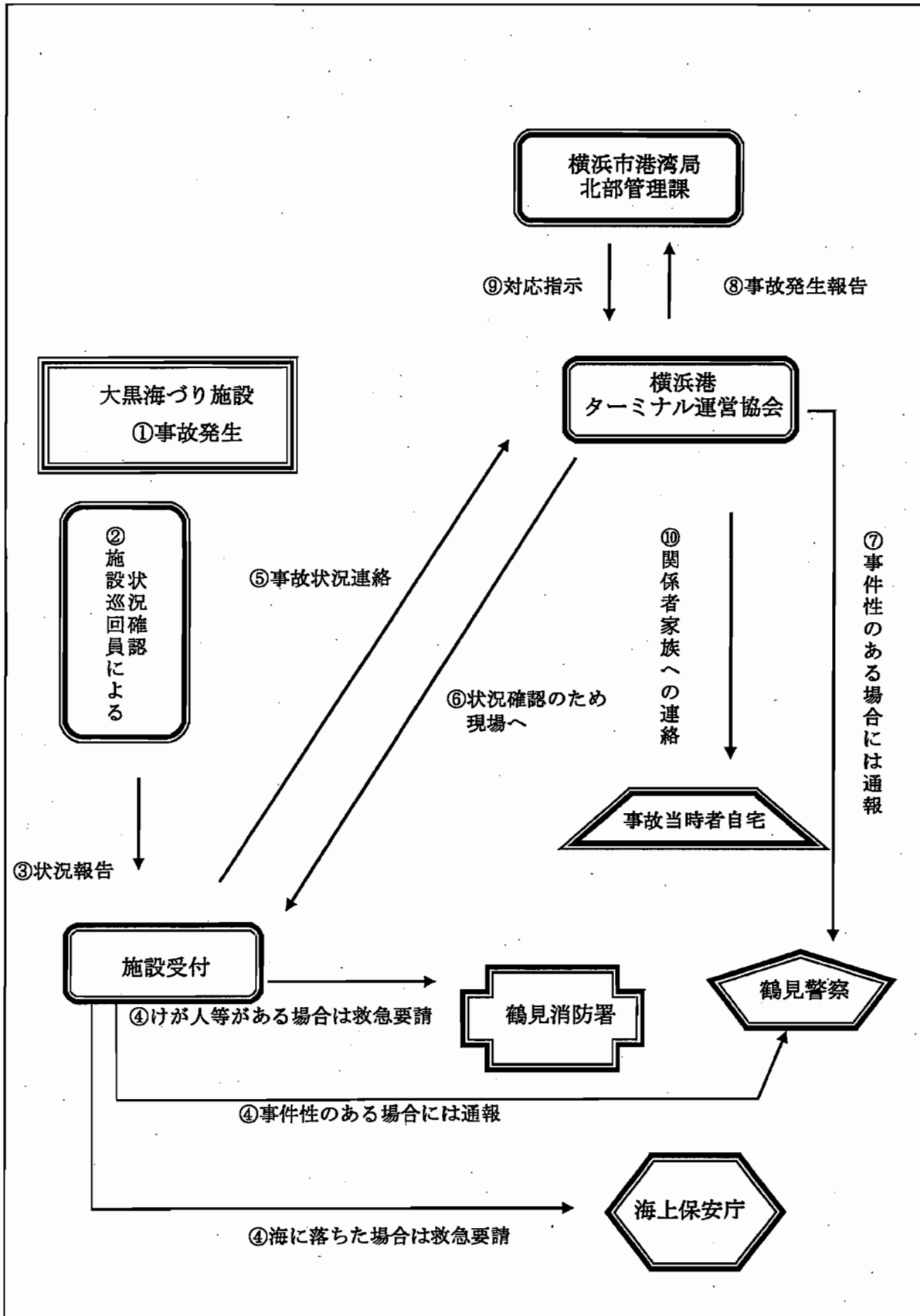
施設名 (大黒海づり施設)



平成22年度 管理執行体制

事故発生時対応

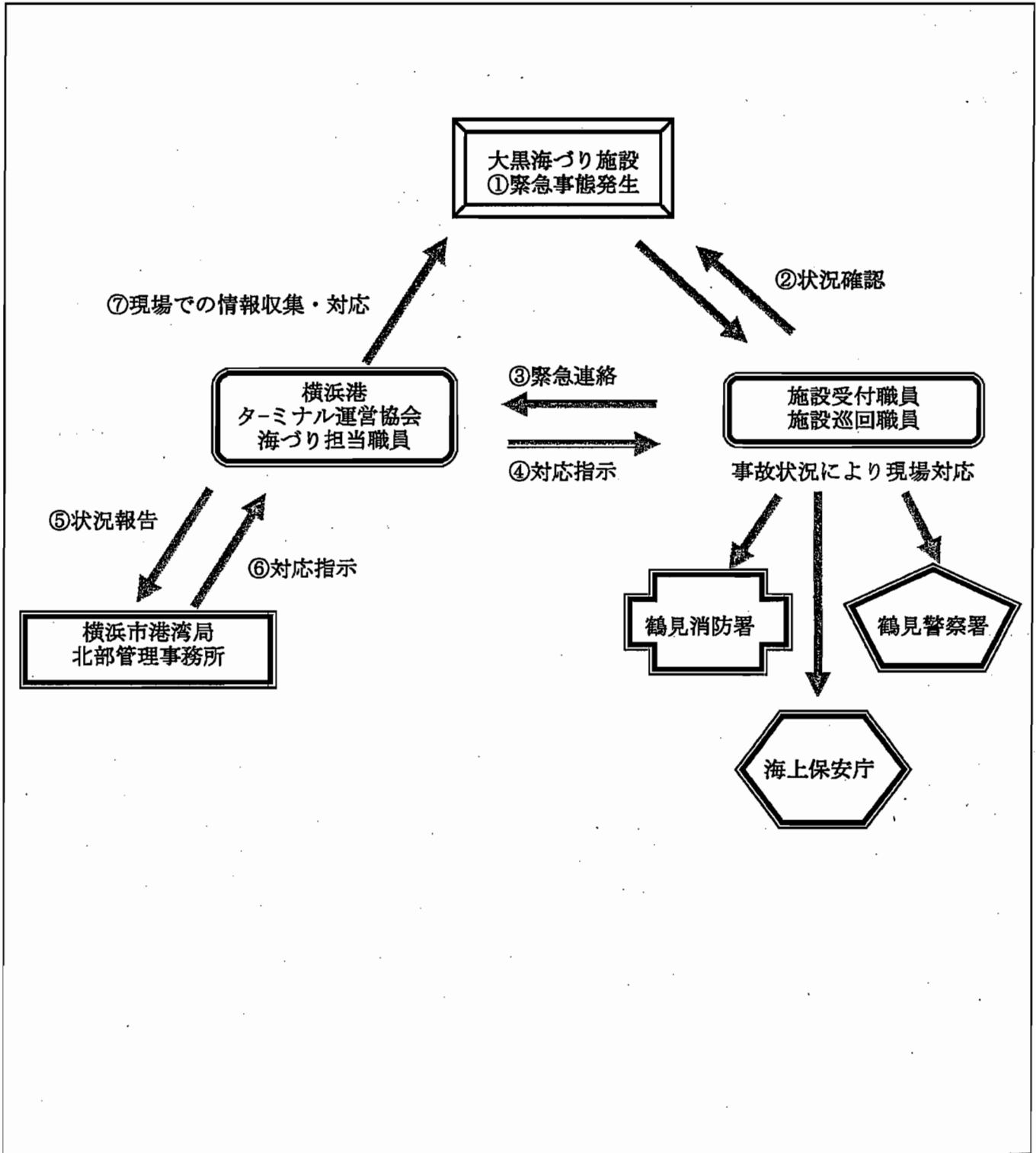
施設名 (大黒海づり施設)



平成22年度 管理執行体制

緊急対応業務フロー

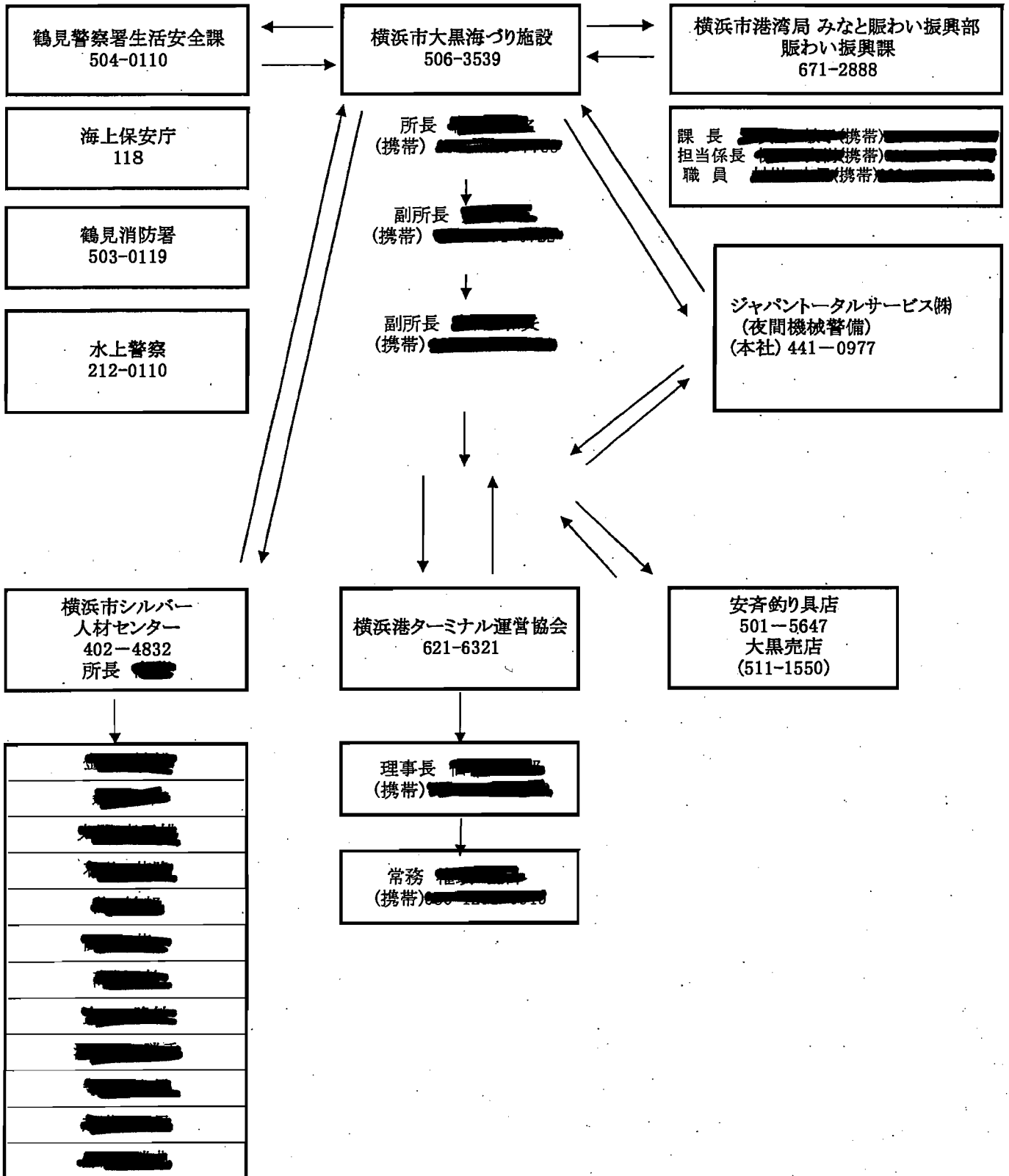
施設名 (大黒海づり施設)



緊急連絡体制表

施設名 (大黒海づり施設)

大黒海づり施設 緊急連絡網



平成22年度 指定管理業務計画

年間業務計画表

施設名 (大黒海づり施設)

事業名		実施	実施内容
清 掃	棧橋清掃	毎日2時間ごと	棧橋及び駐車場巡回時に手作業でゴミ等回収
	管理棟清掃	毎日1回	管理棟内の床、掃除機をかけ、モップで拭く (専門業者へ依頼)
	管理棟定期清掃	年6回(奇数月)	管理棟内の床、機械掃除、ワックスがけ (専門業者へ依頼)
	管理棟窓ガラス清掃	年4回(5,7,11,1月)	管理棟の窓ガラス清掃 (専門業者へ依頼)
	ゴミ処理清掃	毎日	施設で発生したゴミを分別収集し処理業者へ (専門業者へ依頼)
	ゴミ等廃棄処分	週5日	専門業者へ依頼
	駐車場緑地管理	年3回(7,9,11月)	駐車場緑地の芝刈り等管理(専門業者へ依頼)
安 全	巡回	毎日2時間ごと	安全確認、釣りのアドバイス、マナー啓発等
	警備	毎日	営業終了時に管理棟の機械警備 (専門業者へ依頼)
	施設点検	毎月1回	日々の目視点検の他に月1回テストハンマーによる 点検
	救助・避難訓練	毎月1回	毎月1回テーマを変えての訓練を実施
	機械設備	毎月1回	受水槽、給水ポンプ等の保守点検 (専門業者へ依頼)
	空調機	年2回(7,1月)	管理棟内のエアコンの保守点検 (専門業者へ依頼)
	換気扇フィルター	年2回(7,1月)	管理棟内換気扇のフィルター清掃・保守点検 (専門業者へ依頼)
	浄化槽(1)	毎月1回	浄化槽(合併処理)の機器類の保守点検、水質検査 (専門業者へ依頼)
	浄化槽(2)	年4回(6,9,12,3月)	浄化槽の汚泥引抜き(専門業者へ依頼)
	浄化槽(3)	年1回	浄化槽11条検査(専門業者へ依頼)
	貯水槽	年1回	貯水槽の清掃・点検及び飲料水の水質検査 (専門業者へ依頼)
	変電設備	年1回	停電させての電気設備の年次点検 (専門業者へ依頼)
	消防器具	年2回(9,3月)	管理棟内の火災報知機・消火器の点検及び 消防署への書類提出(専門業者へ依頼)
自動ドア	年4回(4,7,10,1月)	管理棟内4台の自動ドアの保守点検 (専門業者へ依頼)	

平成 22 年度 外部委託予定表

施設名(大黒海づり施設)

業務名	委託内容	委託先名称	委託先住所	契約方法	契約期間
管理業務	施設入場者受付及び 場内整理・駐車場業務	(財)横浜市シルバー 人材センター	横浜市神奈川区 立町20-1	1年契約	平成22年4月1日 ～23年3月31日
警備業務	夜間受付事務所の 夜間機械警備	ジャパントータル(株) サービス	横浜市神奈川区 子安通1-132-1	入札	平成22年4月1日 ～23年3月31日
ゴミ回収業務	施設内から分別回収した ゴミを処理施設への搬送	武松商事(株)	横浜市中区 山下町106	入札	平成22年4月1日 ～23年3月31日
管理棟内 清掃業務	利管理棟内日常清掃 定期清掃 窓ガラス	ジャパントータル(株) サービス	横浜市神奈川区 子安通1-192	入札	平成22年4月1日 ～23年3月31日
機械保守 点検業務	電気設備・受水層 機械設備 浄化槽・空調機等の保守点検	国際ビルサービス (株)	横浜市港北区新横浜 2-5-1	入札	平成22年4月1日 ～23年3月31日
保険契約	海づり施設・駐車場の 事故等の補償及び金銭の補償	㈱交通災害 サービスセンター	横浜市南区 宮元町1-21	入札	平成22年4月1日 ～23年3月31日
魚体検査	施設で釣り上げた魚の 水銀・PCBの検査	㈱日本冷凍食品 検査協会	横浜市金沢区 福浦2-13-45	随意契約	年1回
駐車場緑地 清掃業務	駐車場緑地清掃及び 除草	横浜シーサイド協同 組合	横浜市金沢区 富岡東2-4-47	入札	平成22年4月1日 ～23年3月31日
自動ドア 保守点検	自動ドアのメンテナンス	(株)神奈川ナプロ	横浜市西区花咲町 7-150	入札	平成22年4月1日 ～23年3月31日
消防設備 点検	火災報知機・消火器機能の 消防設備点検	(株)東神防災工業	横浜市南区 六ッ川2-9-18	随意契約	年2回

大黒海づり施設 安全対策及び救助マニュアル

この安全管理マニュアルは大黒海づり施設の利用者の安全と快適な利用を図ることを目的として定めるものである。

I 安全対策について

- 1 大黒海づり施設職員は、施設利用者の安全に留意し、施設を快適に利用できるよう常に十分な注意をはらうこと。
- 2 大黒海づり施設職員は、利用者の危険な行為を発見した場合は直ちに必要な措置を講じ、対応報告を関係各機関へ報告すること。

※ 危険な行為とは

- ① 手摺に上ったり、手摺を乗り越え海側へ身を乗り出すこと。
- ② 棧橋内を走り回ること。
- ③ 棧橋下へ降りて釣りをを行うこと。
- ④ 投げ釣りをする場合に、周囲に注意を払わずに竿を振り投げること。
- ⑤ 酩酊して釣りをを行うこと。
- ⑥ 棧橋上で火気等を使用すること。
- ⑦ 大声等他の利用者へ迷惑を及ぼすこと。
- ⑧ その他、職員が危険であると判断した行為。
- ⑨ 駐車場において駐車以外の目的で駐車場を使用すること。
- ⑩ 駐車場以外の場所へ車を侵入させること。
- ⑪ その他、職員が危険であると判断した行為。

◆安全を確保するために必要な措置

- ① 危険な行為を行っている者へ口頭による注意。
- ② 酩酊者へは、状況により管理棟へ誘導して休憩をとってもらう。
- ③ 施設全体へは、放送による注意の喚起。
- ④ 来場者同士のトラブル等で他の施設利用者へ危害が及ぶおそれのある場合については、他の施設利用者がトラブルにまき込まれることのないようにし、警察への出動要請を行う。

- 3 事故や怪我等にたいしては、迅速に行動できるよう必要資材を確保するとともに設備に万全の注意し、その取扱いに習熟しておくこと。

・ 救命浮輪、ゴムボート、非常梯子、救命胴衣

- ・ トランシーバー
- ・ 消毒液、包帯等その他救急セット

4 地震や強風、雷等の気象には常に注意し、これらに関する情報を的確かつ早期に把握し、危険と判断した場合は、直ちに必要な措置を講ずること。

◆ 台風及び強風について

- ① 気象庁の台風情報に基づく港湾局からの配備計画に沿っての対応を実施する。
- ② 施設を開場する場合には、来場者に対して、施設入場の際に風、波等が普段よりも強いことを告げ、注意を促すこと。
- ③ 常時放送により、注意を呼びかけ、状況の変化によっては閉場の可能性もあることを放送で告げること。
- ④ 駐車場においては入庫前に施設の状態を伝え、入場を希望する方については、了承を得てから、駐車場へ入庫してもらうこと。
- ⑤ 台風の接近が確実で、港湾局との協議により、施設を閉場することが決定した場合には、既に入場されている方へ危険回避のため、施設を閉場することを放送する。職員は施設の備品、構築物等が被害を受けることのないよう必要な措置をすること。
- ⑥ 事前の閉場が決まり次第、施設入口に閉場のお知らせを掲げるとともに、横浜市交通局へ閉場の連絡を行い、HPにおいて閉場のお知らせを流すこと。
- ⑦ 駐車場についても同様のお知らせの掲示を行なう。
- ⑧ 閉場が決定したのちについても、緊急連絡のため職員1名は施設内へ待機。
- ⑨ その他、台風以外の強風時についても安全を第一とし、同様の対応をおこなうものとし、風速計により風速10mを超えた時点で、来場者へ注意の喚起放送を行なうこと。15mを超え、危険と思われる場合には管理棟への退避を放送により呼びかける。20mを越えた時点では放送だけではなく、職員により管理棟への避難誘導の実施を行ない、利用者に対して早期の帰宅を促す。

◆大雨について

- ① 気象庁の気象情報に基づき、港湾局との協議により施設での対応を実施する。大雨警報が発令されている場合については事前に施設を閉場する。
- ② 大雨により道路の冠水等で交通機関の運行が中止されたことが分かった場合には施設を閉場し、すでに入場されている方へは天候状況を放送で告げ、帰宅を急いでいただくと同時に、施設及び駐車場の入口へ休場の掲示を行なう。
- ③ 職員による施設内の点検を行なったのち、異常が認められなければ、緊急連絡要員を1名残し、他の職員については帰宅する。

◆雷について

- ① 施設に設置された雷雲警報に基づき、第一段階については、来場者に対し、雷雲の接近があり、今後状況により釣りを中止し、管理棟への一時的な避難もあることを放送により事前に知らせる。
- ② 雷雲警報の第二段階の警報が発報した場合は、来場者に対して管理棟への避難勧告を放送し、職員により速やかに管理棟への誘導を行なう。
- ③ 新たな来場者に対しては、駐車場・施設とも入口において一時閉鎖の掲示を行なうとともに、職員による現状説明を来場者へ行ない、安全対応のための閉場への理解を求める。

◆地震、津波について

- ① 地震を感知したら、職員による来場者の安全確認を行なうとともに、施設の被害状況の確認を行なう。
- ② 正確な地震情報収集に努め、来場者へいち早く地震情報を放送により伝えること。特に津波についての正確な情報を施設利用者へ伝えるとともに必要な対応をとること。
- ③ 地震が震度5以上であれば、来場者へ放送により避難を呼びかけるとともに、負傷者の有無を確認するとともに、職員による管理棟あるいは緑地への避難誘導を実施する。また、港湾局ほか関係各機関への連絡を行なう。
- ④ 負傷者が確認された場合は、負傷者の避難を行なうとともに、救急要請を消防署へ行なう。また、軽傷であれば、職員の手により応急手当を行ない、安全の確保を第一とする。
- ⑤ 施設に被害が認められ、営業をすることが危険と判断される場合には、施設を閉場し、関係各機関へ現状報告を行ない、HPへも閉場のお知らせを流す。すでに入場されている方へは、放送により現状説明を行ない、閉場のお知らせを行なう。
- ⑥ 施設へ被害もなく、余震の心配もなくなり、営業を再開できると判断した時には、港湾局と協議を行ない、他の市民利用施設の状況等も勘案して、営業の再開を行なう。

◆雪について

- ① 施設への積雪が予想され、足元が滑りやすく、来場者にとって危険な状態になる恐れがある場合、港湾局と協議のうえ、施設を閉鎖する。閉場のお知らせを施設入口、及び駐車場へ掲示するとともに、横浜市交通局へ閉場の連絡を行なう。HPへも閉場のお知らせを流す。
- ② 積雪が軽く、職員の手による除雪で、施設を開場しても安全であると判断され

る場合は、営業を行なう。

◆ 火災について

- ① 施設内において火災を発見し、発見者が職員であれば、もっとも近くにある消火器による消火を行なうとともに、周辺の利用者へ避難を呼びかけ、利用者の安全を優先する。
- ② 利用者からの通報により、火災発生を知らされた場合には、消火器を持ち、現場に急行し、消火に努める。
- ③ 火災の勢いが強く、消火器等での消火が無理と判断された時には、消防署への通報を行ない、火勢が広がらないように努める。
- ④ 火災による被害者の有無を確認するとともに、入場者を施設外へ避難誘導し、利用者の安全確保に努める。
- ⑤ けが人等が確認された場合には、けが人の安全とけがの手当を第一とし、救急車の出動を要請する。
- ⑥ 鎮火が確認され、消防及び警察の調べが済み、安全が確認されるまでは何人も施設内へ入れないような措置をすること。

II 事故対応について

1 棧橋からの転落事故

※ 現場対応について

- ① 事故発見者が職員の場合は、直ちに救助活動に入るとともに、近くの入場者へたいし、救助活動の協力、及び、管理棟への通報連絡を依頼する。
- ② 事故発見者が入場者の場合で、通報により事故発生を知らされた場合は、直ちに事故現場に向かい、救助活動に入る。
- ③ 管理棟（事務所）にあつては連絡要員として、1名は事務所内に待機し、救急車の要請及び、関係各機関への連絡等にあたる。

※ 関係機関への連絡

① 消防署 (Tel 119番)

救急車を必要と判断した場合には、直ちに出勤要請する。

② 海上保安庁 (Tel 118番)

レスキューが必要と判断した場合は、直ちに出勤を要請する。

③ 警察署 (Tel 110番)

事故として連絡が必要と判断した場合は、直ちに出勤を要請する。

④ 港湾局

横浜市港湾局 北部管理課 Tel 506-6770

事故が発生した時点で所管局へ直ちに連絡をする。勤務時間外であれば別紙緊急

連絡網に従い順次連絡をする。

⑤ 事故当事者の家族への連絡

救助活動を終了した後に、本人又は、同伴者から連絡先を尋ね、家族への連絡をとり、状況により家族の方に施設へ来場をお願いする。また、連絡先等が不明な場合については所持品等から調べる。

※ 海への転落者の救助方法について

- ① 事故現場付近に職員がいた場合には、浮輪を投げて転落者を浮輪につかまらせ、転落者の安全を確保した後、近くの入場者へ事務所に救助要請を依頼する。
- ② 転落者に体力的余裕がなく、浮輪へつかまることもできないような緊急の場合には、近くの入場者へ浮輪の紐を持ってもらい、職員が浮輪を持って海に入り、転落者を確保し、救急隊が来るのを待つ。
- ③ 転落者に意識がなく、心肺停止状態にある時は、心臓マッサージ及び人工呼吸を行なう。(職員については日赤より年1回の救命方法についての研修を受講)
- ④ 転落者については、救助後、体温を保つように毛布等で保温し、救急車による病院への搬送をできるだけ早く行なう。(本人に意識があり、病院への搬送を断っても、救急隊員が到着するまでは施設内へ留めて、救急隊員による転落者の安全が確認されるまでは本人を帰すことはしない)
- ⑤ 事故発生とともに施設は臨時閉場をし、施設入口及び駐車場入口において、職員による状況説明を行ない、新たな来場者については入場をお断りする。すでに施設内にいる方については放送で臨時閉場をお知らせし、出口にて状況説明を一人々に行ない、理解いただく。関係各機関の事故処理が終るまでは、営業を行なわない。

2 その他の事故

※ 転倒等による負傷及び急病等の場合

- ① 職員が事故発見者の場合、近くの来場者へ管理棟事務所への通報を依頼すると共に、直ちに救護活動に入る。怪我及び病気の状態が軽度と判断される場合は、管理棟での簡単な措置を行なう。怪我及び病状が深刻な状態と判断された場合には、救急車の要請を行ない、傷病者の性別・年齢・けが及び病気の症状等をできるだけ詳しく、救急隊へ伝える。
- ② 入場者からの通報により、事故の発生を知らされた場合には、通常業務に必要な最低人員を事務所へ残し、事故現場に急行する。必要に応じ車椅子、タンカを持参。
- ③ 傷病者の症状により管理棟へ移送するか、救急隊の到着を現場で待つかの判断を行なう。

- ④ 自ら病院へ行かれる場合については施設周辺の病院を紹介する。
- ⑤ 救急車を要請する場合には救急隊へ怪我等の病状を詳しく伝えるとともに性別・年齢も伝える。
- ⑥ 傷病者の安全が確保された後、状況により家族への連絡を行なう。

3 訓練について

- | | |
|----------------------|-------|
| ① 緊急避難訓練 | 年1回実施 |
| ② 救命ボート海中投下訓練 | 年1回実施 |
| ③ 救命浮輪海中投下訓練 | 年1回実施 |
| ④ 落下者引き上げ訓練 | 年1回実施 |
| ⑤ 救命救急訓練（人工呼吸・心肺蘇生法） | 年1回実施 |
| ⑥ 救助者運搬訓練 | 年1回実施 |
| ⑦ 緊急連絡訓練 | 年1回実施 |
| ⑧ 消火器による消火訓練 | 年1回実施 |

その他、安全を第一とした対策を実施する。

防火管理規定

第1章

(目的)

第1条 この規定は、防火管理の徹底を期し、火災による被害の軽減を図ることを目的とする。

第2章

(自衛消防隊)

第2条 横浜市大黒海づり施設管理棟防火管理対象物に、自衛消防隊を設置する。

第3条 自衛消防隊は隊長・副隊長のもとに、通報連絡・避難誘導・消火・救護の各班を持って組織する。
その編成は別表の通りとする。

(任務分担)

第4条

1. 隊長・副隊長は、各班長以下を統括指揮し、災害の局限防止につとめなければならない
2. 各班の任務分担は次の通りとする。
 - (1) 通報連絡班
火災の発生をすみやかに消防機関及び建物の所有者・防火管理者に通報するとともに、公設消防隊が到着した時は情報の提供と誘導を行う。
 - (2) 避難誘導班
避難者の誘導にあたる。
建物内部の要救助者の有無を確認する。
 - (3) 消火班
消火用設備器具をもって迅速に消火活動を行う。
 - (4) 救護班
負傷者その他被救護者の応急救護にあたり、公設救急隊との連絡を密にし、人命安全の確保にあたる。

(警戒宣言)

第9条 大規模地震対策特別措置法の基づく警戒宣言が発せられた場合、地震による人的物的被害の軽減を図るため、次により地震防災組織を編成する。

第10条 地震防災組織は、本部長・副本部長のもとに、情報収集連絡・避難誘導・応急救護・安全点検の各隊をもって組織する。

(任務分担)

第11条

1. 本部長・副本部長は、各隊長以下を統括指揮し、応急対策を適切に遂行しなければならない。
2. 各隊の任務分担は次の通りとする。
 - (1) 情報収集連絡隊
警戒宣言発令後の正確な情報の収集及び顧客等に対する正確かつ迅速な情報連絡を行う。
 - (2) 避難誘導隊
顧客等の安全避難のゆうどうを行う。
 - (3) 応急救護隊
非常用の食糧及び医療品等の点検を行い、地震発生後負傷者の救急救護を行う。
 - (4) 安全点検隊
建築物・火気使用設備・危険物設備・消防用設備・消火活動上支障となる物質等の安全点検を行う。

(地震発生後)

第12条 地震が発生した時は、次の措置を行うものとする。

- (1) 身の安全を図る。
- (2) 素早く付近にある火の元の処置を行い、火災の発生防止につとめること。
- (3) 自衛消防組織を効果的に活用し各担当者はそれぞれ適切な措置を行う。
- (4) 隊長は建物の破損、負傷者の有無、周辺の被害状況を確認し、火災等により危険が迫った場合は、時を失せず避難命令を出し、一時あるいは広域避難場所への避難を行う。

第6章

(自主点検)

第13条 防火管理者は、建物内に設置されている消防設備等あるいは防火施設等について、その機能を維持管理するため点検を自主的に行うものとする。

(報告)

第14条 管理権原者は、消防用設備等について定期(6ヶ月ごと)に点検し、維持台帳に記録するとともに、点検結果を1年に1回消防署長に報告するものとする。

付 則

この規定は、平成19年4月1日から施行する。

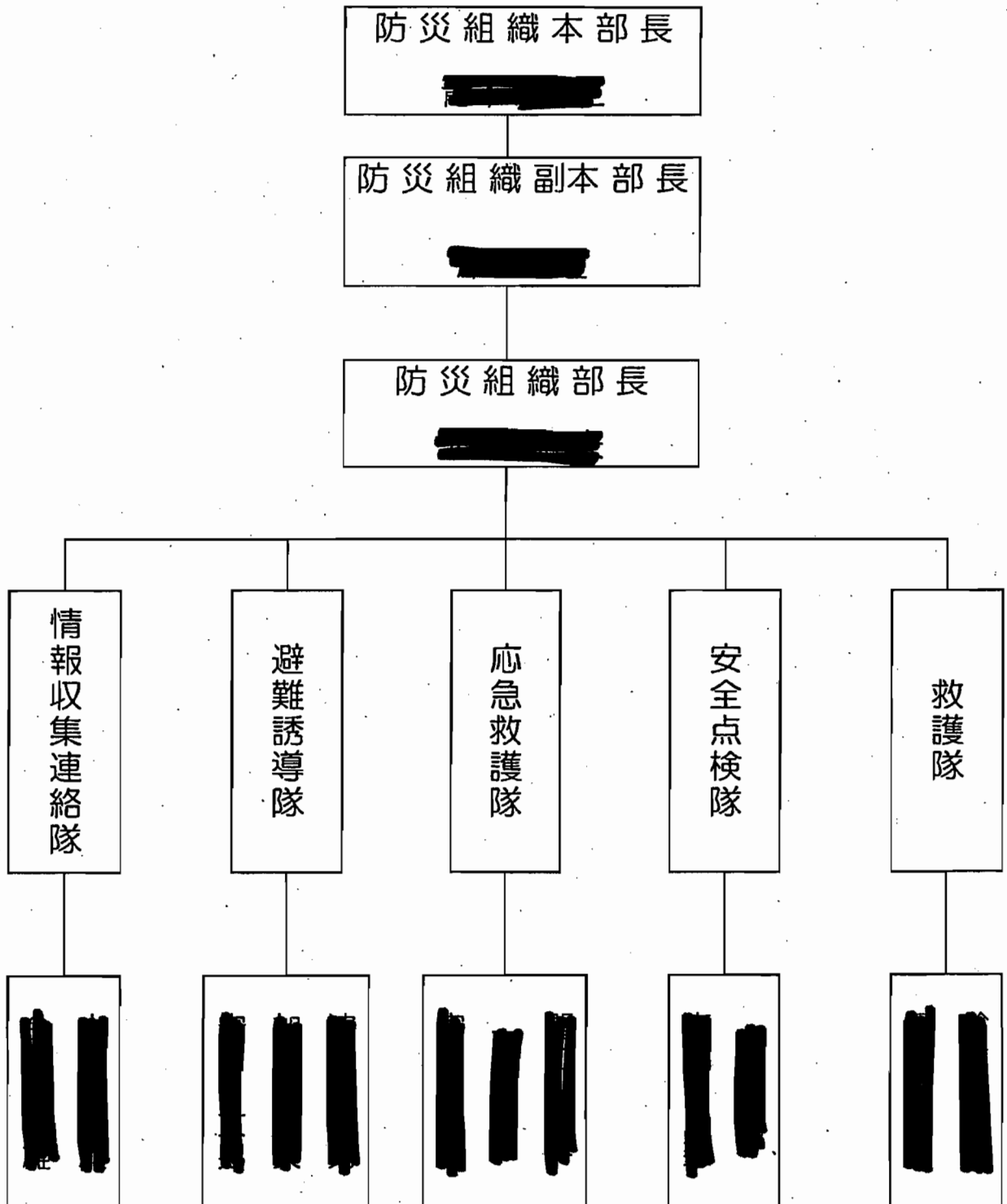
横浜市大黒海づり施設

横浜市鶴見区大黒ふ頭20番地先

電話 045-506-3539

横浜市大黒海づり施設 地震防災 組織図

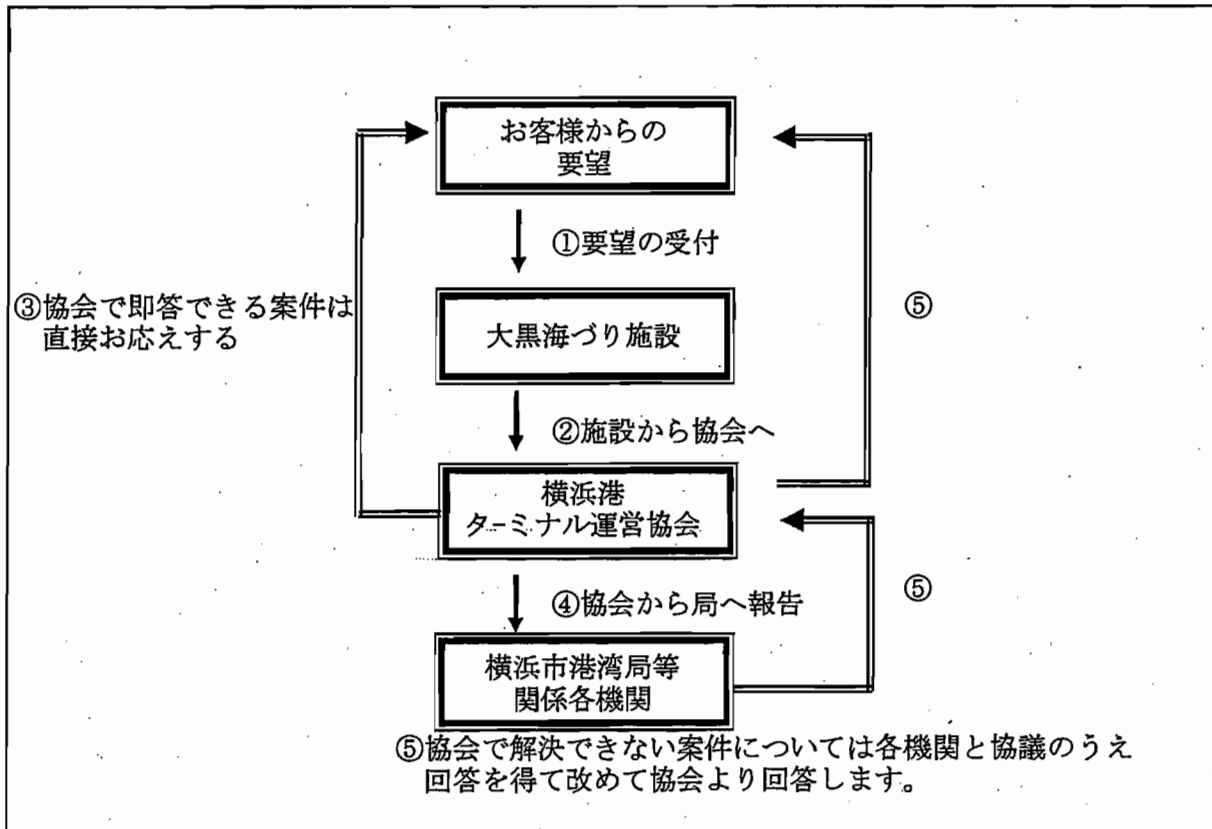
平成22年4月1日現在



要望対応方針

- ① お客様からの要望については、施設で職員が直接お聞きすることは勿論、電話、メールを問わず、内容を良くお聞きしますが、即答は控えさせていただきます。
- ② 要望を出された方の氏名、住所等をお聞きして、後日ご返事することを約束します。
- ③ 出された要望を協会内部で検討し、即時対応できるものについては、対処します。
- ④ 検討し、港湾局等関係機関の判断を仰がなくてはならないものについては、要望を出された方へ検討中の旨、回答に時間を頂きたいことをご知らせします。
- ⑤ 要望にお応えできるものについては、早い段階での対処を心がけますが、要望どおりの回答ができないものについては理由をご知らせします。
- ⑥ 施設の改善等についての要望に対する結果はHPや施設掲示板にてお知らせします。
- ⑦ 無記名にての単なる批判や中傷についてはお答えしないものとします。
- ⑧ 要望に際し、頂いた個人情報については外部へ流出しないよう、細心の注意をもって取扱い、保管をします。

事務フロー



平成22年度 研修計画表

施設名 (大黒海づり施設)

実施月	対象者	研修名	内 容
4月～	海づり施設従事者	救助訓練	毎月1回、緊急時の連絡体制確認及び浮き輪の投下等訓練を行う。
5月	海づり施設従事者	個人情報保護	個人情報の取扱い及び施設での来場者への対応方法
6月	派遣職員	接客マナーに関する講習	受付対応・釣りに関する指導・安全対策指導
7月	海づり施設従事者	人命救助訓練	鶴見消防署による人工呼吸法研修
8月	海づり施設従事者	人命救助訓練	救命浮輪を使用しての救助訓練
9月	海づり施設従事者	心肺蘇生訓練	AED取扱い訓練と連絡体制の確認
10月	海づり施設従事者	心肺蘇生訓練	心肺蘇生法訓練と連絡体制の確認
11月	海づり施設職員	海づり公園等連絡協議会	全国の海づり管理者との情報交換、施設見学を行い知見を深める。
12月	海づり施設従事者	火災訓練	火災発生時の連絡体制確認・避難誘導及び消火訓練
1月	海づり施設従事者	防災訓練	地震発生時の連絡体制確認及び避難誘導訓練
1月	海づり施設従事者	人命救助訓練	担架を使用しての救助訓練
2月	海づり施設従事者	人命救助訓練	救命浮輪を使用しての救助訓練
3月	海づり施設従事者	心肺蘇生訓練	AED取扱い訓練と連絡体制の確認

平成22年度 大黒海づり施設 指定管理料金 収支計画書

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
支	運営費(協会職員3名分)	1,461,904	1,461,904	1,461,904	1,461,904	1,461,904	1,461,904	1,461,904	1,461,904	1,461,904	1,461,904	1,461,904	1,461,913	17,542,857	
	1 需用費	470,000	470,000	470,000	470,000	470,000	470,000	470,000	470,000	470,000	470,000	470,000	488,762	5,658,762	
	2 水道・光熱費	287,500	287,500	287,500	287,500	287,500	287,500	287,500	287,500	287,500	287,500	287,500	287,500	3,450,000	
	3 燃料費	12,500	12,500	12,500	12,500	12,500	12,500	12,500	12,500	12,500	12,500	12,500	12,500	150,000	
	4 保険料	247,000												247,000	
	5 施設管理費(シルバー人件費)	920,000	920,000	920,000	920,000	920,000	920,000	920,000	920,000	920,000	920,000	920,000	920,000	880,000	11,000,000
	6 修繕費	87,000	83,000	83,000	83,000	83,000	83,000	83,000	83,000	83,000	83,000	83,000	83,000	83,000	1,000,000
	7 警備業務費	54,250	54,250	54,250	54,250	54,250	54,250	54,250	54,250	154,250	54,250	54,250	54,250	54,250	751,000
	8 電気設備等管理費	140,100	140,100	140,100	140,100	140,100	140,100	140,100	140,100	140,100	140,100	140,100	140,100	139,900	1,681,000
	9 施設清掃費	375,000	375,000	375,000	375,000	375,000	375,000	375,000	375,000	375,000	375,000	375,000	375,000	375,000	4,500,000
	10 消耗備品費	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	23,000	320,000
	11 租税公課	155,000	155,000	155,000	155,000	155,000	155,000	155,000	155,000	155,000	155,000	155,000	155,000	165,000	1,870,000
	12 賃借料	409,700	409,700	409,700	409,700	409,700	409,700	409,700	409,700	409,700	409,700	409,700	409,700	410,300	4,917,000
	13 雑費	8,400	8,400	8,400	8,400	8,400	8,400	8,400	8,400	8,400	8,400	8,400	8,400	7,600	100,000
14 減価償却費	125,000	125,000	125,000	125,000	125,000	125,000	125,000	125,000	125,000	125,000	125,000	125,000	125,000	1,500,000	
	運営費計(1~14)	3,318,450	3,067,450	3,067,450	3,067,450	3,067,450	3,067,450	3,067,450	3,167,450	3,067,450	3,067,450	3,067,450	3,051,812	37,144,762	
	計(職員給与+運営費)	4,780,354	4,529,354	4,529,354	4,529,354	4,529,354	4,529,354	4,529,354	4,629,354	4,529,354	4,529,354	4,529,354	4,513,725	54,687,619	
	消費税	239,017	226,468	226,468	226,468	226,468	226,468	226,468	231,468	226,468	226,467	226,467	225,686	2,734,381	
	総計	5,019,371	4,755,822	4,755,822	4,755,822	4,755,822	4,755,822	4,755,822	4,860,822	4,755,822	4,755,821	4,755,821	4,739,411	57,422,000	

収 入	1 指定管理費	933,000	933,000	933,000	933,000	933,000	933,000	933,000	933,000	933,000	933,000	933,000	937,000	11,200,000
	2 施設利用料	2,375,000	2,375,000	2,375,000	2,375,000	2,375,000	2,375,000	2,375,000	2,375,000	2,375,000	2,375,000	2,375,000	2,375,000	28,500,000
	3 駐車場利用料	1,258,000	1,258,000	1,262,000	1,258,000	1,258,000	1,258,000	1,258,000	1,258,000	1,258,000	1,258,000	1,258,000	1,258,000	15,100,000
	3 撮影料		5,000			5,000				5,000			5,000	20,000
	5 売上手数料収入	215,000	215,000	235,000	215,000	215,000	215,000	215,000	215,000	215,000	215,000	215,000	215,000	2,600,000
	6 雑収入	160	160	240	160	160	160	160	160	160	160	160	160	2,000
	7 預金利子													0
	総計	4,781,160	4,786,160	4,805,240	4,781,160	4,786,160	4,781,160	4,781,160	4,781,160	4,786,160	4,781,160	4,781,160	4,790,160	57,422,000